

# 長浜市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 長浜市

事 業 名 : 下水道事業(農業集落排水事業)

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年4月1日 (38年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 (公共下水道への接続完了後に法適予定)
処理区域内人口密度	14.9人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	40処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成23年度 2処理場、平成30年度 3処理場、令和元年度 1処理場、令和2年度 1処理場、令和3年度 5処理場、令和4年度 1処理場、令和5年度 4処理場を公共下水道へ接続		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

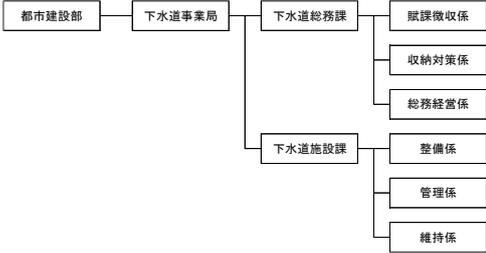
#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	二部使用料制(基本料金+従量累進料金)				
	区分	基本料金	※1か月当たり・税抜 超過料金(1㎡当たり)		
			11㎡～30㎡	135円	
	一般排水	～10㎡:1,229円	31㎡～50㎡	147円	
			51㎡～100㎡	153円	
			101㎡～250㎡	160円	
			251㎡～	172円	
	特定排水	上記に同じ	10㎡～750㎡	一般排水と同じ	
公衆浴場汚水	～300㎡:9,709円	751㎡～	230円		
		301㎡～	73円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	上記のとおり				
その他の使用料体系の 概要・考え方	特になし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,579円(税抜)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,059円(税抜)
	令和4年度	2,579円(税抜)		令和4年度	3,054円(税抜)
	令和5年度	2,579円(税抜)		令和5年度	3,040円(税抜)

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	令和5年度下水道関係職員数 計 26名 (公共下水道事業 21名 農業集落排水事業 5名)
事業運営組織	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在活用はありません。
	イ 指定管理者制度	現在活用はありません。
	ウ PPP・PFI	現在活用はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在活用はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在活用はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
 \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

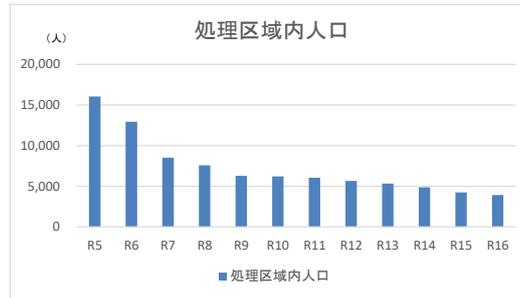
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり
--------

## 2. 将来の事業環境

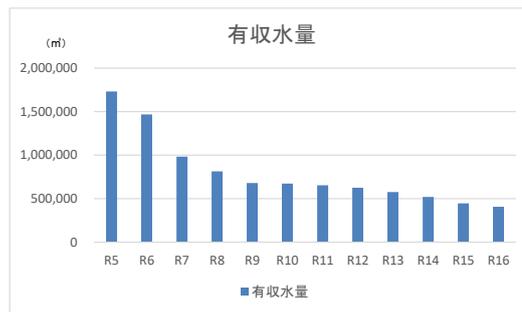
### (1) 処理区域内人口の予測

行政区域内人口の減少に伴う処理区域内人口の減少と、公共下水道への接続による処理区域内人口の減少を考慮し、今後の人口予測を設定しました。行政区域内人口については、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の人口予測と過去の実績を比較し、今後の見通しを立てています。令和5年度末時点での処理区域内人口は16,045人であり、令和16年度には3,915人に減少する見込みです。また、処理区域内人口は令和5年度でピークを迎え、その後は減少傾向にあると予測しています。



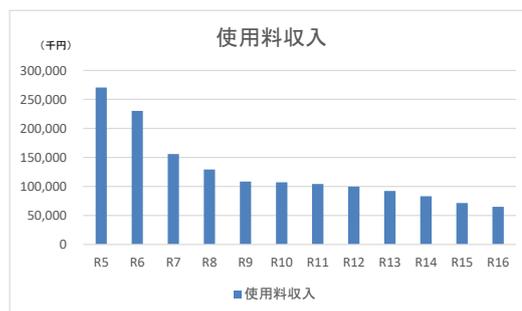
### (2) 有収水量の予測

処理区域内人口の減少率と、公共下水道へ接続する対象地区の有収水量の過去実績値を考慮し算出しました。



### (3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口の減少率と、公共下水道へ接続する対象地区の使用料収入の過去実績値を考慮し算出しました。



### (4) 施設の見通し

令和10年度までに、第1次長浜市下水道ビジョンに基づく55地区の農業集落排水施設のうち31地区を公共下水道に接続する事業の完了を目標とし、令和7年度以降は第2次下水道ビジョンに基づき余呉地域の7地区の公共下水道接続、西浅井地域の農業集落排水施設の統廃合、小規模施設の汚水処理方式の見直しを計画しています。

### (5) 組織の見通し

第2次長浜市下水道ビジョンの取組方針をもとに下水道を運営・推進するための組織として必要な人員配置を検討します。

### 3. 経営の基本方針

公共下水道事業は、平成3年に供用開始し平成19年にはほぼ全域の整備が完了しています。また、農業集落排水事業では昭和56年度から整備を進め、平成20年度には55地区の処理施設が完成し、生活環境の改善に寄与しました。  
 しかし、これらの施設は供用開始から30年以上が経過し、老朽化による維持管理費の高騰などの課題に対応するため、「快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築」を取組方針とした「第2次長浜市下水道ビジョン」を令和5年度に改定しています。  
 これをもとに、今後も公共下水道、農業集落排水を合わせた下水道事業が持続できるよう、農業集落排水の公共下水道接続による汚水処理の適正化、未収金対策や下水道使用料の適正化により経営の安定性を確保していきます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及、拡張：公共汚水ます新規設置など</li> <li>・施設統合：処理施設の統廃合</li> <li>・最適整備構想：処理方式の見直しなど</li> <li>・その他：舗装修繕工事など</li> </ul> 以上の事業を計画的に進めます。年次、事業費については以下に示します。
-----	---

本事業における事業年次・費用

(単位：千円)

事業区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
普及・拡張	5,670	11,000	9,900	8,800	8,000	7,300	6,600	5,900	5,200	4,800	4,400	77,570
施設統合	0	0	0	0	20,000	132,200	132,200	197,114	231,378	200,689	176,239	1,089,820
最適整備構想	0	0	0	0	8,800	8,800	145,666	262,783	117,117	55,000	204,010	802,176
その他	33,500	33,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	152,500
合計	39,170	44,500	19,400	18,300	46,300	157,800	293,966	475,297	363,195	269,989	394,149	2,122,066

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	処理施設の統合や処理方式の見直しを通じて、維持管理費の削減に努め、安定した経営基盤を確立します。
-----	--

#### 【使用料収入】

使用料収入は、公共下水道への接続により、使用料収入が減少する見通しです。

#### 【資本的収入】

資本的収入については、地方債、他会計補助金、国庫補助金、工事負担金を見込んでいます。  
 地方債については、西浅井地域における農業集落排水施設の統合事業等、今後の施設整備に伴う地方債の発行を試算しています。

#### 【繰入金収入】

繰入金については、総務省繰出基準に基づき推計し、不足する分については基準外繰入金として計上しています。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

営業費用における職員給与費や動力費などの経費は公共下水道への接続や人口減少に伴う有収水量の変動を考慮し、過去の水量単価を基に算出しています。  
 また、人件費の高騰や物価上昇も考慮に入れて試算しています。  
 営業外費用における支払利息については、過去の整備に伴う企業債の利子が順次償還されるため、今後は減少する見込みです。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和17年度までに、40地区の農業集落排水処理施設のうち16地区を公共下水道へ接続する事業の完了を目標とし、その後、令和10年度から令和20年度にかけて、農業集落排水事業として残る処理施設の効率的な統合と、処理方式の見直しを計画しています。
投資の平準化に関する事項	統合事業や処理方式の見直しなどの事業や、施設の老朽化による更新が見込まれるため、一定期間に集中しないように投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在活用はありません。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水も含めた下水道事業全体の一般会計繰入金への依存が高い状況となっています。計画期間における収支計画をもとに、定期的に使用料改定の必要性を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	平成26年度から下水道使用料の徴収業務を長浜水道企業団に委託し、事務効率化を図っています。今後は、民間事業者の参入も視野に入れ、さらなる検討を行っていきます。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	施設の老朽化や人口減少に伴う処理能力の余剰などが進むなか、維持管理を安定的に行うため、施設の改修・更新・集約・再編を進めるとともに、継続的にランニングコストの軽減策を講じ、負担の抑制に努めます。
薬品費に関する事項	施設の老朽化や人口減少に伴う処理能力の余剰などが進むなか、維持管理を安定的に行うため、施設の改修・更新・集約・再編を進めるとともに、継続的にランニングコストの軽減策を講じ、負担の抑制に努めます。
修繕費に関する事項	施設の老朽化や人口減少に伴う処理能力の余剰などが進むなか、維持管理を安定的に行うため、施設の改修・更新・集約・再編を進めるとともに、継続的にランニングコストの軽減策を講じ、負担の抑制に努めます。
委託費に関する事項	施設の老朽化や人口減少に伴う処理能力の余剰などが進むなか、維持管理を安定的に行うため、施設の改修・更新・集約・再編を進めるとともに、継続的にランニングコストの軽減策を講じ、負担の抑制に努めます。
その他の取組	今後の管路の老朽化を見据えて、経費の適正化に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、PDCAサイクルを活用し、毎年度計画数値と実績を比較・検証します。また、約5年ごとに事業評価を実施し、今後の取組みや収支見通しの見直しを行います。
---------------------	--

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

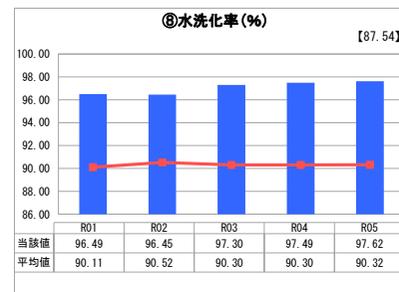
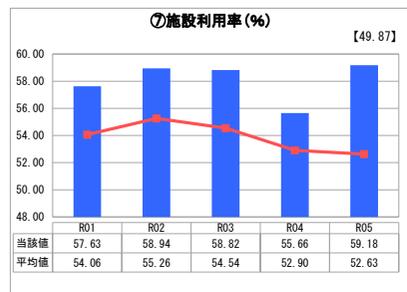
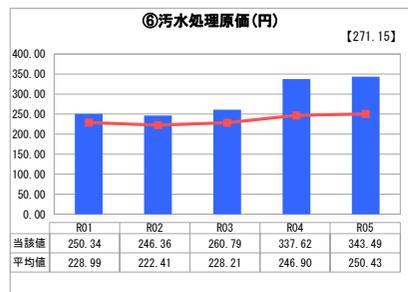
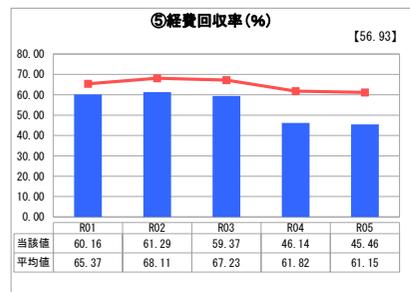
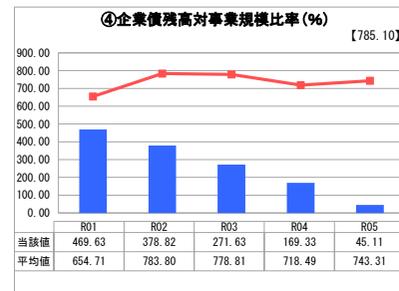
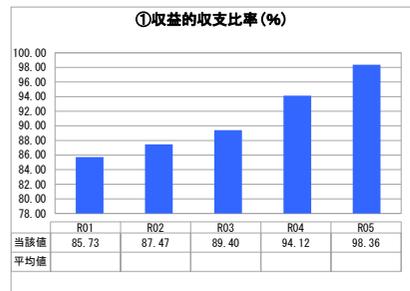
滋賀県 長浜市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	14.16	84.44	2,836

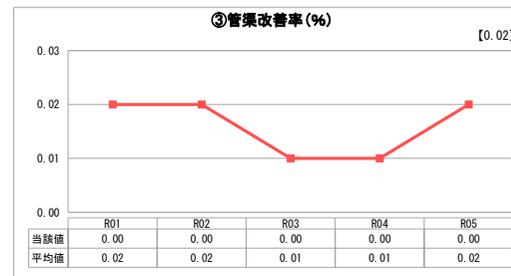
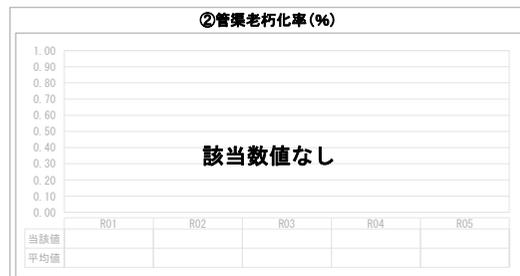
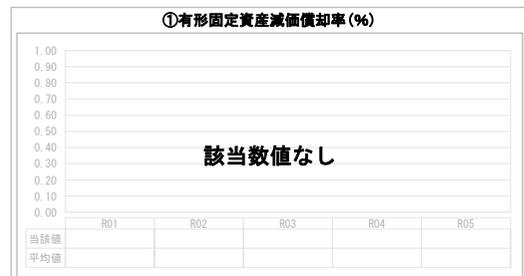
人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
113,940	681.02	167.31
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
16,045	10.74	1,493.95

グラフ凡例	
■	当該団体値 (当該値)
—	類似団体平均値 (平均値)
【	令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については、企業債償還が経営の硬直化の要因となっており、その償還財源として資本費平準化債及び一般会計繰入金等の使用料収入以外の収入に依存している状況が顕著である。しかし、企業債償還残高は減少傾向にあるため、料金収入の増加が見込めない状況ではあるが、改善傾向となっている。

企業債償還高対事業規模比率については、現在、流域下水道への接続事業を進めており、処理場施設の更新等を見送っていることから、企業債償還高が減少傾向にあり、今後も企業債償還高対事業規模比率の改善が予想される。

経費回収率については、公共下水道事業への接続効果により、維持管理費が減少傾向にあるが、人口減少及び公共下水道への接続による使用料収入の減少があるため、前年度並みの回収率が停滞している。

汚水処理原価については、汚水処理費は減少傾向にあるが、有収水量についても減少傾向にあるため、若干悪化している。今後も、公共下水道への接続事業により施設の統廃合を進めることで、汚水処理費の抑制に努める。

施設利用率については、過疎化や少子高齢化の影響によって処理区域内人口の減少が進んでいることから、今後も低い水準となることが予想される。水洗化率については、類似団体に比べ、高い水準にあるが、高齢世帯などに普及の余地がある。

### 2. 老朽化の状況について

現在、市内において一番早く整備された地区で供用開始から30年以上経過していることから、処理施設の電気・機械設備の老朽化が進行し、修繕費等の維持管理経費の高騰が予想される。

こうしたことから、維持管理経費等のコスト削減を図るため、供用後30年を経過した施設から、順次流域下水道への接続を進めている。接続までの期間は、施設更新等の老朽化対策は行わず、維持管理費用を必要最低限に抑えている。

今後においても「第2次長浜市下水道ビジョン」に基づき、公共下水道への接続が可能な処理施設について順次繋ぎこみ、事業効率の改善を図ることとしている。

### 全体総括

経営状況は、人口減少に伴い新たな収入が見込めない状況となっているが、処理施設の老朽化により維持管理経費の高騰が予想される。

こうした中、平成26年度末策定の「長浜市下水道ビジョン」において、市内57地区に設置された処理施設のうち31地区を令和10年度までに流域下水道へ接続する計画を定め、経営改善の対策として推進しており、維持管理費の削減が図れてきている。

令和6年3月策定の「第2次長浜市下水道ビジョン」においては、「長浜市下水道ビジョン」の方針を引き継ぎ、余呉地域7地区については令和7年度以降に流域下水道への接続事業に着手、西浅井地域についても処理施設の統合を検討することとし、更なる経営改善に向けた取組を実施している。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画(収支計画) 農業集積排水事業(法非適用事業・収益の収支・資本の収支) 税込

(単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		( 決 算 )	( 本 年 度 )										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1,097,427	952,593	1,044,728	822,020	784,836	654,648	574,880	581,365	586,236	498,813	427,673	394,429
	(1) 営 業 収 益 (B)	270,742	230,268	155,953	129,406	108,481	107,459	104,537	99,898	92,237	83,216	71,499	65,226
	ア 料 金 取 入	270,622	230,148	155,833	129,286	108,361	107,339	104,417	99,778	92,117	83,096	71,379	65,106
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	(2) 営 業 外 収 益	826,685	722,325	888,775	692,614	676,355	547,189	470,343	481,467	493,999	415,597	356,174	329,203
	ア 他 会 計 繰 入 金	825,887	721,527	887,977	691,816	675,557	546,391	469,545	480,669	493,201	414,799	355,376	328,405
	イ そ の 他	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798
	2 総 費 用 (D)	654,472	494,246	641,031	476,633	479,229	393,221	334,212	353,343	368,340	314,683	267,840	252,572
	(1) 営 業 費 用	612,963	461,206	615,249	455,898	462,582	379,666	322,855	343,175	358,496	304,172	256,810	241,307
ア 職 員 給 与 費	25,656	21,860	14,700	12,245	10,250	10,201	9,970	9,566	8,866	8,022	6,935	6,363	
イ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	587,307	439,346	600,549	443,653	452,332	369,465	312,885	333,609	349,630	296,150	249,875	234,944	
(2) 営 業 外 費 用	41,509	33,040	25,782	20,735	16,647	13,555	11,357	10,168	9,844	10,511	11,030	11,265	
ア 支 払 利 息	41,509	33,040	25,782	20,735	16,647	13,555	11,357	10,168	9,844	10,511	11,030	11,265	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	442,955	458,347	403,697	345,387	305,607	261,427	240,668	228,022	217,896	184,130	159,833	141,857	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	40,789	15,716	18,978	17,690	15,794	43,490	146,520	275,852	451,487	345,295	255,660	376,864
	(1) 地 方 債	27,400	2,700	8,000	7,200	6,400	20,100	80,300	147,600	239,400	182,400	135,500	246,900
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債	16,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	11,225	9,776	9,978	9,590	8,494	8,670	0	0	0	0	0	0
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	14,000	65,500	127,712	211,547	162,535	119,800	129,604
	(6) 工 事 負 担 金	2,164	3,240	1,000	900	900	720	720	540	540	360	360	360
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	483,798	474,063	422,675	363,077	321,401	304,917	387,188	503,874	669,383	529,425	415,493	518,721
(1) 建 設 改 良 費	22,593	39,170	44,500	19,400	18,300	46,300	157,800	293,966	475,297	363,195	269,989	394,183	
イ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	461,205	434,893	378,175	343,677	303,101	258,617	229,388	209,908	194,086	166,230	145,504	124,538	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 443,009	△ 458,347	△ 403,697	△ 345,387	△ 305,607	△ 261,427	△ 240,668	△ 228,022	△ 217,896	△ 184,130	△ 159,833	△ 141,857	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	2,651	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,597	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0												
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,597	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
赤 字 比 率 ( (Q)/(B)-(C) ) × 100 )													
収 益 的 収 支 比 率 ( (A)/(D)+(H) ) × 100 )	98	103	103	100	100	102	103	104	104	104	103	105	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	270,742	230,268	155,953	129,406	108,481	107,459	104,537	99,898	92,237	83,216	71,499	65,226	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	270,742	230,268	155,953	129,406	108,481	107,459	104,537	99,898	92,237	83,216	71,499	65,226	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高 (X)	3,224,963	2,792,770	2,422,595	2,086,118	1,789,417	1,550,900	1,401,812	1,339,504	1,384,818	1,400,988	1,390,984	1,513,346	

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		( 決 算 )	( 本 年 度 )										
収 益 的 収 支 分		825,887	721,527	887,977	691,816	675,557	546,391	469,545	480,669	493,201	414,799	355,376	328,405
	イ ち 基 準 内 繰 入 金	508,476	506,175	441,549	376,547	331,940	284,576	261,321	246,992	235,717	201,637	176,608	158,207
	イ ち 基 準 外 繰 入 金	317,411	215,352	446,428	315,269	343,617	261,815	208,224	233,677	257,484	213,162	178,768	170,198
資 本 的 収 支 分		11,225	9,776	9,978	9,590	8,494	8,670	0	0	0	0	0	0
	イ ち 基 準 内 繰 入 金	11,225	9,776	9,978	9,590	8,494	8,670	0	0	0	0	0	0
	イ ち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		837,112	731,303	897,955	701,406	684,051	555,061	469,545	480,669	493,201	414,799	355,376	328,405

原価計算表

供用開始年月日 1985年4月1日  
 処理区域内人口 16,045人  
 計算期間 自R7年4月至R12年3月  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
	270,622	121,047		121,047
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	826,805	655,175		655,175
合 計	1,097,427	776,222	0	776,222

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費				
	給料	0	0	0	
	諸手当	0	0	0	
	福利費	0	0	0	
	修繕費	1,008	748	539	209
	材料費	575	427	308	119
	路面復旧費	0	0	0	0
	委託料	4,542	3,370	2,430	940
その他	138	102	74	28	
小計	6,263	4,647	3,351	1,296	
ポンプ場費	人件費				
	給料	0	0	0	
	諸手当	0	0	0	
	福利費	0	0	0	
	動力費	11,299	8,384	6,044	2,340
	修繕費	26,827	19,905	14,350	5,555
	材料費	0	0	0	0
	薬品費	0	0	0	0
委託料	19,283	14,308	10,315	3,993	
その他	493	366	264	102	
小計	57,902	42,963	30,973	11,990	
処理場費	人件費				
	給料	12,841	5,742	4,139	1,603
	諸手当	9,030	4,038	2,911	1,127
	福利費	3,785	1,693	1,221	472
	動力費	68,501	50,827	36,643	14,184
	修繕費	30,345	22,516	16,233	6,283
	材料費	3,190	2,367	1,706	661
	薬品費	5,268	3,909	2,818	1,091
委託料	381,128	282,793	206,723	76,070	
その他	21,336	15,831	11,413	4,418	
小計	535,424	389,716	283,807	105,909	
一般管理費	人件費				
	給料	0	0	0	
	諸手当	0	0	0	
	福利費	0	0	0	
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	
委託料	12,100	8,978	6,472	2,506	
その他	1,274	946	682	264	
小計	13,374	9,924	7,154	2,770	
資本費	支払利息	41,509	17,615	17,615	0
	減価償却費	0	0	0	0
	企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計	41,509	17,615	17,615	0	

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
合 計 (Y)	654,472	464,865	342,900	121,965

資 産 維 持 費 ( Z )	
使用料対象経費(Y) + (Z)	121,965

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.99$$

<使用料水準についての説明>

使用料対象経費に対する使用料の割合は99%であり、経費のほとんどが使用料収入によって賄われていることが示されています。農業集落排水事業の使用料は、公共下水道事業と同一料金です。公共下水道への接続もあり、使用料収入や施設維持管理費は減少する見込みです。今後は、人口減少による更なる使用料収入の減少が予想され、財政状況は厳しくなると見込まれます。農業集落排水も含めた下水道事業全体の一般会計繰入金への依存が高い状況となっており、計画期間における収支計画をもとに、定期的に使用料改定の必要性を検討します。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。